

令和6年度 第1回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和6年7月11日（木）午後2時～3時15分
場 所 犬山市役所 2階203会議室
出席者 日比野委員、舟橋委員、
板津委員、石原委員、原委員、
玉置委員、久世委員、岡村委員、諏訪委員、
(欠席者) 鈴木委員、河村委員、山本委員、田中委員
事務局 高木健康福祉部長、舟橋保険年金課長、
梅田保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査、
河合保険年金課職員

◆議事

玉置会長

本日は、委員9名が出席をしております。協議会規則第5条の会議の成立要件を満たしておりますので、直ちに運営協議会を開催いたします。また、議事に入る前に、本日の議事録署名人を私の方からご指名をさせていただきます。被保険者代表の日比野委員さん、保険医・薬剤師代表の板津委員さんのお2人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議題に入りたいと思います。議題1「令和5年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1をご覧ください。最初に表の見方ですが、左端を見ていただきますと、「1 国民健康保険税」から「8 諸収入」、「A：歳入総額」までが令和5年度決算の歳入です。その次の「1 総務費」から「9 予備費」、「B：歳出総額」までが決算の歳出です。その後は、のちほど順に説明させていただきます。

では、まず、歳入についてご説明させていただきます。「A：歳入総額」の令和5年度決算の欄をご覧ください。令和5年度の歳入決算額は64億8,215万6,738円、令和4年度と比較しますと、約3億円の減額、率にすると4.5%の減です。内容について少しご説明させていただきます。国民健康保険税ですが、令和5年度に課税した現年課税分の収入額は約13億円でした。令和4年度の運営協議会での答申に基づき、9.5%の増税を図りましたが、加入者が7.8%減ったということで、総額としては、1.8%の増となりました。それから、県支出金については、歳入の中で最も大きな割合を占めていますと約42億円、令和4年度と比べますと約3億円の減額、率で言いますと6.4%の減です。県支出金は、県から市へ交付される交付金ですが、大部分は、加入者が病院にかかった場合の医療給付に対して交付される普通交付金です。加入者が減ったことによって、医療給付費の総額が減、それに伴い普通交付金が減っています。

続きまして、歳出についてです。歳出総額としては、63億7,903万3,348円、令和4年度と比較しますと、約2億2千万円の減額、率にすると3.4%の減となりました。主な内容についてですが、保険給付費は、先ほどの普通交付金に対応するものですが、約3億円、6.6%の減でした。

歳入総額から歳出総額をひいた1億312万3,390円が令和6年度への繰越額となります。決算額としては黒字ですが、この歳入総額、歳出総額の中には、基金からの繰入金、前年度からの繰越金、基金に積み戻した金額が含まれていますので、財政状況を把握するために、そういったものを取り除いた、単年度の収支を見ていく必要があります。「C：純粋な収入額」をご覧ください。「A：歳入総額」から基金繰入金をひいて、さらに前年度からの繰越金をひきます。これが単年度の純粋な収入額となります。単年度の歳出総額は、「B：歳出総額」から基金積立金をひきます。この純粋な令和5年度の歳入から歳出を差引して単年度収支を出しますと、4,227万15円の赤字となります。先ほど説明しました決算としては黒字という形ですが、単年度で見ますと赤字であり、本来は、この赤字部分は保険税で賄うべき金額になります。

資料1の説明は以上です。

玉置会長

単年度としては赤字という説明と、加入者が大きく減っているという説明があつたと思いますが、ただいまの説明に対して何かご質問があればお願ひします。

久世委員

端的に言うと、増税分の影響というのはあまり大きくなかったという印象です。医療給付費の減少はかなり大きい。3億円の減少ということです。単年度収支については改善傾向になっているということです。基金積立金も増えて、赤字幅が縮小している。その原因は増税の影響が大きいのか、そうでないのかというところが、これから税率の判断に影響してくると思うので、その辺りはどういうふうに考えていますか。

事務局
(梅田)

単年度の赤字は前年度と比べると改善されています。令和4年度は大体1億円の赤字でしたが、令和5年度は4,200万円です。増税をしたということと、増税したことによって、軽減額が増え、一般会計からの基盤安定繰入金が増えている影響だと考えます。

事務局
(河合)

久世委員がおっしゃった要因のうちの保険給付費の増減については、この会計の組み立てから、考えなくともいいという形になっています。さきほど少し説明がありましたが、保険給付費はすべて県から交付金で来ますので、ここは常に行って来いとなりますから、給付費の増としてあまり考えなくていいことになります。むしろ納付金の多寡を考えるべきです。

令和5年度の納付金は、人が減っているにもかかわらず、2.5%上がっていいるということで、これは割と由々しきことです。加入者が減っているので、決算としては非常に分かりにくいですが、例えば加入者が7.8%減って、保険税が1.8%上がったということは、単純ですけど9.5%ぐらい上がったのと同じことになります。1人あたりの額で見た方がいいのかもしれません、単年度の赤字が減った効果は明瞭に増税をしたためということになります。

久世委員

金額としてはいくらぐらいになりますか。前年度と比較して、単純に増税の影響で5,300万円ほど財政が改善されたということは、来年、赤字はかな

	りゼロに近くなるということでいいですか。
事務局 (河合)	そうですね。赤字が5,300万円改善された要因としては増税がありますが、現年の課税分を見ると、増税をした影響としては2,300万円くらいです。少し違う要因としては、滞納繰越分の収入がかなり増えてますが、これは年によって増減があります。
久世委員	今年度はそこまで見込めないかもしれませんということですね。
事務局 (河合)	そうです。ただし、おっしゃったとおり、1割近く増税することによって、このぐらい赤字の幅は縮まっている、効果は出ている、ということになります。
玉置会長	他に質問ありますか。それでは、他に質問もないようですので、議題1を終わります。 次に、議題2「令和6年度の課税状況について」事務局から説明を求めます。
事務局	資料2をご覧ください。 令和6年度の国保税ですが、昨年度の運営協議会での答申を踏まえまして、全体で6%の増税を図り、均等割の増額をしました。令和6年度の課税状況ですが、①所得割、②均等割、③平等割とありますが、④課税額の総合計欄をご覧いただきますと、課税額は約17億7千万円です。実際には、国保制度には、低所得者や未就学児に対する軽減や、高所得者への賦課限度額というものがあり、それらを減額する必要があります。減額するものの合計である⑧を④の金額からマイナスした金額が、実際の課税総額⑨13億5,347万3,400円となります。前年度と比べてどうかというと、課税総額では、加入者が減ったため0.9%の減、一人当たりでは6.7%増となります。
玉置会長	説明は終わりました。ただいまの説明に、ご質問はありますでしょうか。
久世委員	前年度と比べて1人あたり6.7%増というのは想定よりちょっと低めになっているということですか。
事務局 (河合)	総額で6%上げるというつもりでしたから想定より少し高いです。本算定をしたときは所得をまだ把握できていない方が多かったので、ちょうど1か月たった6月末の課税状況を比較したら6.3%ぐらいの増となりました。低所得の方の所得の申告がまだあまりされていなかったので、その人たちが「やっぱりゼロでした」というふうに申告すると、軽減が増えますので、課税総額がちょっと下がります。6.3%増えぐらいなので、想定範囲内です。
久世委員	これは、法定外繰入を加味した数字になっているということでいいですか。

法定外繰入をすると被保険者の負担が軽くなるということで、昨年度、一般会計からの繰入をする予算を決めました。それを加味した上での数字が6%増ということです。前提条件として、それを加味した数字になっているということですね。法定外繰入がこの表には載っていない。これは課税の表だから載っていないのは分かるが、想定としては法定外繰入を加味した数字でないと意味がないのではないかとおもいます。

事務局
(河合)
法定外繰入をすると被保険者の負担が軽くなるということで、昨年度、一般会計からの繰入をする予算を決めました。それを加味した上での数字が6%増ということですね。前提条件として、それを加味した数字になっているということですね。

久世委員
法定外繰入をすると被保険者の負担が軽くなるということで、昨年度、一般会計からの繰入をする予算を組んだわけじゃないですか。それを踏まえて、課税の通知を出して、それがこういう数字でした、ということです。

事務局
(河合)
法定外繰入をすると被保険者の負担が軽くなるということで、昨年度、一般会計からの繰入をする予算を組んだわけじゃないですか。それを踏まえて、課税の通知を出して、それがこういう数字でした、ということです。

久世委員
法定外繰入をすると被保険者の負担が軽くなるということで、昨年度、一般会計からの繰入をする予算を組んだわけじゃないですか。それを踏まえて、課税の通知を出して、それがこういう数字でした、ということです。

	知を出しているから。
事務局 (河合)	わかります。表を見ていただくと、6月1日の加入者が今回は12,180人、昨年度が13,107人ですから7.1%減っています。だから、去年1割ぐらい上げていたら保険税の総額は微増しますが、6%しか上げていないので、人数が減る方が大きいですから、課税総額は、6%上げたにもかかわらず、6年度の本算定は去年より減っているということになります。
久世委員	人数の減り幅は想定どおりなんですか。ちょっと前に、想定以上に減っているということがあったと思うんですけど。年齢を考慮していけば、あとはそんなに入り出しがあるわけではない。今後も7%ぐらいから、だんだん緩やかになるということでいいですか。
事務局 (河合)	正直に申し上げると、数年先のシミュレーションはできません。現行のシステムでは、来年度にこの税率で今分かっている所得で計算をしたらどうだというものは割と当たります。人数の減り幅が分かっているのではないかと言われた意味としては、後期高齢に移る人は大体分かっているので、それについてはシミュレーションで減少ができます。ただその他のものについては、加味がされていません。そのため、加入喪失の出入りで多少差はありますが、それほど外すことはないので、先ほどのご質問の裏になりますけれども、1年先の調定額はほぼ当たります。圧倒的に所得が下がるなどがなければまあまあ当たっているというのが今の状況です。ただ3年先は、人数の減り方が分からぬので、出せていないし、多分外しているというところがあるので、毎年毎年、来年度のものというふうでシミュレーションさせていただいている。2025年問題というのがありましたから、2025年には団塊の世代は全員75歳以上になります。ですので、ピークは越えたと考えます。今まで700人とか、800人の減り方だったのが、この3年間は1,200人ぐらいずつ後期高齢に移りました。しばらく余波があって、900人減ぐらいになって、もう少し経つと、700人とか600人ずつ減っていく。人口の構成からいくとそういうていきます。
久世委員	ちょっと不思議なのは、介護保険の場合は3年間でやっていくのに、国保はできないのかなと思います。
事務局 (河合)	3年間というのは、改定幅を3年ごとにしたらどうかというご提案ですか。
久世委員	毎年毎年こういう細かい議論をしても意味があるのかなと思います。
事務局 (河合)	この間お話した通り、医療費の伸びが大体3%ぐらいになりますので、仮に犬山市の税率が標準保険税率まで追いついていたとしても、3年に1回の改定だと、3年に1回は10%ぐらい上げないといけなくなると思います。
久世委員	細かい議論をあまりやらないために法定外繰入をやることにした。3年単位

ぐらいでシミュレーションしてやっていくのがいいんじゃないかなと思います。今日は細かい税率を議論しなくていいから、あえて提案したいです。

事務局
(河合) 当時、最初の考え方として、水準に追いつくまでは、いろいろ変動値があるので、毎年上げていこうということでやってきました。激変緩和を図る必要もありましたので。今回、法定外繰入をするのも激変緩和ですので、とりあえず追いつくまでは毎年検証して、細かく調整したほうがいいのではないかというふうには思います。

久世委員 今は随分安定してきたなという気がします。

事務局
(河合) そうですね。最初の年は確か3億円くらい赤字だったと思います。

久世委員 3億、2億が当たり前だった。

事務局
(河合) それが1億から何千万までになってきましたから、何となくちょっと沈静化した感じはあります。

玉置会長 今日の段階で、事務局がそこまでの考え方をまだ検討していないのであれば、今の久世委員から提案のあった、毎年毎年細かい議論をするのではなくて、3年後ごとのスパンでというのをシミュレーションできるようでしたら、次回出してもらいます。事務局も今日はそこまでの数字を持ち合わせてないでしょうし、そこまでの話まではしてないと思いますので。

高木部長 一度どうなるか検証してみます。ただ、今までの議論を振り返ると、毎年計画を見直しすべきだというご回答を付記でいただいているというところがあります。

久世委員 あれは赤字幅が減るまでということです。政治的な要因でそうしてきたところもあります。

高木部長 そういうことを踏まえてなるべく細かい単位でやってきたということもありますが、割と増減の幅が激しくなってきたということで、一度シミュレーションをしてみて、過去の実績と合わせて検証しながら、またご提案をさせていただきたいと思います。

久世委員 制度が不安定になってる要因が随分解消されていった気がする。もうそろそろそういう時期ではないかなという提案です。

高木部長 では、一度検証してみます。

事務局
(河合) 両方の場合でどのぐらいの振り幅が出るかをお示しします。

玉置会長

よろしいですか、皆さん。今、久世委員から提案あって、次回の会議のときには、今までと同じような1年ごとの単位のパターンと、3年ぐらいずつでやってみたらどうなるかという検証をしていただけるというお答えが事務局からありましたので、次回にはそういった数字でまた皆さんに議論いただくということにしたいと思います。ありがとうございます。その他、ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。他に質問もないようですので、議題2を終わります。

それでは次に、議題3「市町村国保特別会計への負担金や交付金について」事務局より説明を求めます。

事務局

資料3についてご説明させていただきます。

最初に、なぜこれが議題になっているかというところから説明させていただきます。今年2月の市議会の民生文教委員会で、岡議員から「国県からの交付金について、もっと増やす方法がないか国保運営協議会で検討すべきではないか」という話がありました。検討するにあたって、今回は、交付金の概要、基礎的な情報の共有ということで説明させていただきます。

では、資料3について、国からのもの、県からのものとありますが、まず「(1) 国からのもの」の国民健康保険基盤安定制度負担金(保険者支援分)についてです。これは、低所得者の多い市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険税を軽減する目的で交付されるものです。支援分全体の金額は、犬山市の一人当たりの平均保険税率に、軽減対象者の数をかけて、さらに国の定める係数をかけて算定します。そして、その金額の2分の1を国が負担することに法令で決まっています。令和5年度の決算額は約6千万円です。昨年度の第2回運協でもご説明したのですが、この国の定める係数を各市の所得水準によって変えることで、所得水準の差が保険税負担の差とならないような措置を西尾張9市市長会議で要望しました。

次に、「(2) 県からのもの」のうち、国民健康保険基盤安定制度負担金(保険税軽減分)についてです。この負担金の基礎となる額は、低所得者への減額した額全額です。7割、5割、2割の軽減制度で減額した額全額です。この額の4分の3を県が負担することが法令で決まっています。令和5年度の決算額は約1億5千万円です。

続いて、国民健康保険基盤安定制度負担金(保険者支援分)について、内容は(1)で説明したとおりです。全体の額の4分の1は県が負担します。令和5年度の決算額は約3千万円です。

保険給付費等交付金(普通交付金)は、医療給付費の全額、10/10が県から交付されます。令和5年度の決算額は約41億8千万円で、県から交付されるものの中で最も多く、93.5%を占めます。先ほどの資料1では、「4県支出金」に含まれます。

保険給付費等交付金(特別交付金)は4種類ありますが、まず、国特別調整交付金は、国から県へ調整交付金として、療養給付費の9%が交付されます。なので、この資料の9%は、国から県への補助率となります。9%の中から約9分の2が、県から市へ特別調整交付金として交付されます。どういう場合に交付されるのかというと、市町村が実施している事業の状況、これが特別な事

情ということになりますが、事業の状況に応じて交付されます。具体的にいくつかのメニューがある中で、「特別な事情」に該当するものとして、犬山市の場合は、「非自発的失業者軽減を行っている」「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に要した費用があること」「被扶養者であった者の国保税の減免措置を実施した場合」「制度改正によるシステム改修費」に該当したということで交付されています。

県繰入金について、県の一般会計から、医療給付に係る金額の9%を県国保特会に繰り入れることに法律で決まっています。その中から、地域の特殊な事情に応じた取組に対して、市へ交付されます。申請項目としていくつかのメニューがありますが、「特別な事情がある場合」というのは、それらのメニューの中で、犬山市が該当する項目がある場合のことになります。犬山市は、「レセプト点検を実施」「医療費通知の実施」「特定健診受診率向上に積極的に取り組んでいる」「口座振替率が向上している」ということに対して、「経営努力が顕著であること」という項目に該当するということで交付されています。

保険者努力支援交付金は、保険者における医療費適正化に向けた取組状況に応じて交付されるものです。市町村における医療費適正化の取組を評価する指標と配点が設定されていて、その達成状況に応じて交付されます。例えば、「特定健診受診率・特定保健指導実施率」「がん検診受診率」「データヘルス計画策定状況」などに応じて交付されます。

特定保健審査負担金分は、特定健康診査、特定保健指導の実施に要した費用の3分の2が交付されます。国基準額というものがあり、国基準額に受診人数をかけた数と実施に要した費用とを比較して、少ない金額の3分の2が交付されます。

以上、交付金の概要ということで説明させていただきました。

玉置会長

昨年度の民生文教委員会で、岡議員から「税率改定をするにあたって、国県からどんな交付金、負担金があるのかをもう一度運協で示して議論をしてほしい」ということがあったので、今回議題となっています。このような経緯で、今、資料の説明がありましたら、ご質問やご意見はありますでしょうか。

久世委員

基盤安定制度負担金というのは、資料1でいうと、決算のどこに当たるんですか。

事務局
(梅田)

実際は一般会計に入ってきます。それが繰入金という形で国保特会に入ります。資料1でいうと、歳入の一般会計繰入金です。

久世委員

一般会計繰入金の大体4億5千万円というのは、全部市からでなくて、国と県からの分も入っているということですか。歳入の項目に国庫支出金、県支出金というのがありますが、それ以外にも国県から入っているということですか。

事務局
(河合)

そうです。一般会計繰入金は、国と県と市一般会計を合わせた全額です。法定繰入といわれるものです。

久世委員	こういったことはこれまで議論してきました。
玉置会長	今ここで議論するよう言われても、これまでもやってきています。この協議会で補助率を改定をするべきだという議論をしても、それを国に意見書であげるとか、そういうことになります。
久世委員	結局、県の基準だからという話になってしまふわけですよね。そこに対しての申し入れは市長からもしているということです。
事務局 (河合)	議論の助け船としてお話しします。昨年度、均等割を上げることにしました。そうすると、一番大きいのが、県からの基盤安定制度負担金のうちの保険税軽減分。軽減したものは、国保の立場から言うと、一般会計のお金も含めですが、全額入ってくる。ということは均等割を上げると、その分すべからく国県の負担が増える。低所得者の方には大変かもしれないですが、この制度があるので、国保特会としては持ち出しがなく、軽減分がすべて補填されるという利点があるという仕組みがある。こういう議論はこれまでにしていただきましたが、例えばそういうことかなと思います。
久世委員	それを踏まえて、去年、均等割を上げることを決めたわけですね。
事務局 (河合)	そうです。議会の委員会では、議論しているという回答でもよかったですかも知れません。例えばそういうことで、さっきおっしゃったように、我々がおかしいと思えば、他のものでも同じように、私どもは市長会、議員の皆さんも議長会に申し入れて、粘り強く矛盾を改善していくしかないと思います。
久世委員	以前にも聞きましたが、保険者努力支援交付金において、法定外繰入についてのペナルティというのはあまりなかったということですか。
事務局 (河合)	以前、現行の制度では500万円程度の減額になるだろうというお答えをしましたが、今後は減額にもっとシフトてくる可能性はあるので、もう少し減ってくるということはあるかもしれません。
久世委員	財政改善計画というのは作って提出をしてるのですか。
舟橋課長	今の時点ではまだ赤字解消計画は策定していません。今後、法定外繰入を令和6年度にして、その決算が次の年に出てきて、そこで初めて法定外繰入が判明して赤字解消計画を作るよういわれますので、まだ2年先ぐらいになります。
久世委員	大府市では子育て支援分のような基金を作つて、一般会計から基金へ拠出して、それを国保特会へ繰り入れているということですが、あれはペナルティがかかっていないと聞いています。

舟橋課長	ペナルティがかかるというふうに私たちは聞いていました。
事務局 (河合)	経緯を聞いたら、最初は「かからない」という返事を県がしたらしいです。その後、国の監査があつて「これは駄目だ」と言ってきたので、大府市としては、たまたまでもなく、県が一度いいと言つたということで、申し立てをしています。最終決着として認められるかどうかはまだ分からないです。
久世委員	分かりました。ではまだ議論をしているということですね。
事務局 (河合)	県としても、今後のこともあるので、国に改めて問い合わせ、見解を確認しているとのことです。
久世委員	了解しました。引き続き情報収集をお願いします。
玉置会長	資料3についてのご意見、ご質問はよろしいですか。今後議論するというよりも、もうある程度、運協の中では昨年度も議論してきているし、これ以上何かこの後議論するというものではありませんので、今日報告いただいた内容で、久世委員の方から大府の件がありましたので、その件が何か進展を見せれば、事務局の方で情報収集していただいて、また報告をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。
	それでは、次に議題4 「今後の協議会日程について」 事務局から説明を求めます。今まで基本的には毎回の会議のなかで次回の日程を決めるということでおやつきましたが、年間で計画を立てるということになりますと思いますので、お願ひします。
舟橋課長	ではお手元の資料4 の協議会日程予定をご覧ください。第1回は本日ということで開催しています。そして、8月の初旬ぐらいに、市長から運営協議会に諮問を予定をしております。これは会長と日程調整させていただきます。それから、第2回といたしまして、10月中旬ぐらいを例年予定しておりますが、もしご賛同いただければ、事務局案としては10月10日（木）でどうかというふうに考えております。内容といたしましては、国民健康保険税率の案、子ども子育て支援金分の創設ということで予定しています。第3回につきましては、11月下旬ということで、例年、愛知県の会議が終わりまして、仮算定が出た段階で開催させていただいいます。それを考えますと28日（木）を事務局案として持っております。先ほど申し上げたように仮算定結果についての報告と、それをもとにしまして税率改定の案をお示ししたいと思っています。その日にご協議いただきました結果、答申案まで行ければ、答申案をご協議いただきたいと思います。もしこの日に税率改定案がまとまらなければ、第4回ということで12月中旬になりますが、開催をさせていただき、この回で答申案の最終協議、決定をさせていただきたいと思います。それから、それを踏まえまして、12月下旬から1月初旬に、会長から市長に答申をしていただきます。最終の第5回といたしまして、事務局案としては2月6日（木）に、答申

の報告、愛知県が示す令和7年納付金本算定結果についてご報告をさせていただきます。また、税制改正などありましたらその場でご協議いただくことになります。

事務局案としましては、第2回が10月10日、第3回が11月28日、第5回として2月6日という案とさせていただいている。現時点での案についてご協議いただきたいと思います。

玉置会長

ありがとうございました。それでは説明のあった日程について、いかがでしょうか。

《日程調整》

では、改めて、次回のときに修正したものをお配りします。よろしいでしょうか。

それでは次に、私の方から「その他」としまして、今日お配りした資料ですが、愛知県市議会議長会第2回理事会提出議案（犬山市）についてです。

議会では、昨年度、一般会計からの繰り入れを行うことを全員一致で議決をしております。そういった中で、我々も、税率改定をどんどんしていくのは厳しい、もう限界だろうということで、市議会議長会に、全議員一致のもと、こういった意見書を提出しております。国もそうなんすけども、県としてもこういうところをしっかりと見て欲しいということで、議会として働きかけを行っております。市長は市長会の方に申し入れて、我々としては議長会の方に上げていかないといけませんし、各市町の議会からも上げていただきたい。これを県市議会議長会で決定していただくと今度は国へ提出するという風になっていきます。議会の方でそういった動きをしているということだけご報告をさせていただきたいと思います。

この件について何かご質問がございますか。ないようでしたら、事務局から「その他」としまして何かございますでしょうか。

舟橋課長

私の方から、健康保険における子ども子育て支援納付金の徴収についてご説明させていただきます。

令和6年6月12日に、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されまして、その中で、子ども子育て支援策に充てる財源として、医療保険者が保険料と合わせて、令和8年度から、子ども子育て支援納付金分を賦課徴収することになりました。現在の国保税は医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分の3本立てになっています。ここに子ども子育て支援金分というものが加わって4本立てという仕組みになります。実際はそれぞれに所得割、均等割、平等割が課せられますので、現在9区分の合計額を保険税として納めていただいているが、それが令和8年度からは12区分の合計額になります。子ども子育て支援金の徴収方法は、現在の後期高齢者支援金と同様の方法になりますし、1年間に必要な支援金額全体を国全体で決定して、それを医療保険者に按分し、加入者の数で割りまして1人当たり納付金を定めて、市町村から集め、都道府県単位で国へ納付します。市町村は、今の事業費納付金の中で子ども子育て支援納付金を払うということになります。

次に金額ですが、こども家庭庁の試算によりますと、市町村国保については、8年度は1人当たり月額250円、年額3,000円。9年度は月額300円、年間3,600円。10年度は月額400円、年額4,800円。激変緩和という形で少しずつ上げてきてています。試算は10年度までしか出てないんですけども、この後11年度以降もずっと続くという形になります。犬山市では8年度、概算で見ますと、1人3,000円、1万2,000人分ということになりますので、約3,600万円になります。現在の課税総額が約13億円ですので、子ども子育て支援金分だけで約3%程度の増税になります。

8年度からですので、今年度の運営協議会での7年度税率の議論には直接関係してこないとはいうものの、来年度は4本立てで考える必要が出てくるということと、子ども子育て支援金だけで実質3%増税になることを踏まえると、7年度の税率改定をこのまま6%で抑制していくのか、激変緩和を想定して少し上げておくのかというところも含めてご協議をいただく形になるのかなと思います。今回は情報提供という形になりますが、また税率改定の協議になつたときには資料等をお示ししていきたいというふうに考えています。以上です。

玉置会長

情報提供ということで、国の子ども子育て支援金について、事務局から説明がありました。税率改定が少しずつ追いついてきて、来年度はもう少しよくなるかなと思いながらも、令和8年度からはこれでまた3%分増税ということになってしまうという説明だったと思います。皆さん、思うところがあればご発言をお願いします。

久世委員

定額減税もありますが、国は、何かいろいろこねくりまわして、負担は増えないと言うんですけど、本当にそうなのかを検証しなくてはいけないなと思います。所得が上がっているというのも、全体的な国民全体の所得ではなく、国保の場合は、被保険者の所得が本当に上がっているのかというのを検証して、上がっていなければ、何か市のほうで考えていくという議論を早めにやっていきたいと思います。

岡村委員

物価の高騰などで生活が苦しいというときに、また負担増で怒りがわいてきます。久世委員がおっしゃったようにきちんと精査していく必要があると思います。

玉置会長

他にありますか。私のほうから1点思いの丈を述べさせていただきます。若い人達の賃金は全然上がっていません。連合が試算して「平均賃金が上がった」「物価上昇分5%上がった」というような報道があるんですけど、それは平均であって、若い人たちの給与はほぼ上がってないんですね。上がってたとしても物価上昇よりは間違いないと上がっていない。そういう中で、また増税というふうになると、若い人たちがまた結婚できなくなってしまう。子供を産めなくなってしまう。子ども子育てのための支援金だと言しながらも、実は負担増になってしまって、若い人たちの明るい未来がなくなるのかなというふうに感じます。なので、議会としても、これをまた意見書みたいな形になるのかは分かりませんが、市長も、若い人たち子育て世帯の負担を減らそうと給食費の無償化をやったりとかしていて、様々な手立てを市町村ではやっているのに、

片や国からはこういった負担増を強いられているということは、なかなか納得いかない部分もあります。令和8年からの徵収だということではあるんですけど、これはやはりどこかで議論しないといけない。久世議員が言われたように、飴と鞭の、鞭のほうが大きくなってしまっているきらいもあります。またどこかのタイミングで、ぜひ被保険者代表の方全員がそろったところで議論をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、これで本日の議題はすべて終了いたしましたので、会議はこれをもって閉会します。

(閉会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

(原本に 玉置 幸哉 署名)

署名

(原本に 日比野 清正 署名)

署名

(原本に 板津 孝明 署名)